

新型コロナワクチンロス対策基本方針 (オミクロン株対応ワクチン版)

令和4年10月5日改正

新型コロナワクチンロス対策基本方針（令和3年6月1日付け）の一部を改正し、12歳以上の追加接種（オミクロン株対応ワクチン）の対象者で、かつ、接種券をお持ちのかたを対象とします。接種券をお持ちでないかたが市の集団接種会場にお越しになられた場合は、後日、接種券を持参いただくことで、接種を可能としますが、必ず前回の接種日が確認できるものを当日ご持参ください。

1. 新型コロナワクチンロス対策基本方針について

箕面市が設置する新型コロナワクチン接種会場において、ワクチンロスが生じた場合は、あらかじめ下記名簿を用意し、キャンセルが発生した場合に、市が名簿登録者に連絡して接種会場にお越しいただきます。

I. 用意する名簿

市民キャンセル待ち名簿と市役所職員等待機者名簿を作成します。

(1) 市民キャンセル待ち名簿

① 名簿登録の要件（次の要件をすべて満たす人）

- A) 新型コロナワクチン予防接種の接種対象年齢のかた（12歳以上のかた）
- B) 追加接種の接種券を所持し、ワクチンロス対応の接種にご協力いただけるかた
- C) 追加接種の接種券を所持していない方のうち、接種後に届く接種券を必ず、追加接種の会場に持参し、前回の接種日が確認できるかた
- D) キャンセルが出なかった場合は、接種できない場合があることに同意できるかた
- E) キャンセル待ち登録時点で、接種予約ができていないかた

② 有効期間

名簿登録の日から2ヵ月間

③ 受付

新型コロナワクチン接種コールセンター予約専用ダイヤル(0120-580-480)で受付します。

(2) 市役所職員等待機者名簿

① 名簿登録の要件

- A) ワクチンロス対応の接種に協力できる市役所職員等
- B) 追加接種の接種券を所持し、ワクチンロス対応の接種にご協力いただけるかた

C) 追加接種の接種券を所持していないかたのうち、接種後に届く接種券を必ず、追加接種の会場に持参し、前回の接種日が確認できるかた

- ② 有効期間
本人の接種が完了する日まで

2. キャンセルが発生した場合の連絡の順番について

集団接種会場・個別医療機関会場別に連絡する順番を定めました。

I. 集団接種会場

- (1) 各会場に従事する医療従事者等
- (2) 被接種者の付き添い者
- (3) 市民キャンセル待ち名簿登録者
- (4) 院外処方対応の薬局職員
- (5) 市役所職員等待機者（エッセンシャルワーカー職場を優先）
 - ① 消防職員
 - ② 保育所・幼稚園・小中学校教職員
 - ③ 環境クリーンセンター職員
 - ④ ①②③以外の職員（各職員は年齢の降順を基本とする）

II. 個別医療機関会場

- (1) 当該接種医療機関の職員
- (2) 当該接種医療機関のキャンセル待ち名簿登録者
- (3) 被接種者の付き添い者
- (4) 院外処方対応の薬局職員
- (5) 当該接種医療機関のかかりつけ患者
- (6) 当該接種医療機関の翌々日以降の予約済み者
- (7) 市民キャンセル待ち名簿登録者
- (8) 市役所職員等待機者（エッセンシャルワーカー職場を優先）
 - ① 消防職員
 - ② 保育所・幼稚園・小中学校教職員
 - ③ 環境クリーンセンター職員
 - ④ ①②③以外の職員（各職員は年齢の降順を基本とする）

※個別医療機関会場においては、(1) から (6) の連絡は、個別医療機関が実施します。